

アラカンフェスタ及びR60倶楽部実施に係る提案競技実施要領（案）

1 事業趣旨・目的

アラカンフェスタ実行委員会では、還暦の節目であり、退職等で生活スタイルの大きな転換が見込まれるアラカン世代（60歳前後の世代）を主な対象として、これからの過ごし方について考え、生きがいとしての就労や地域活動、余暇活動などを行うきっかけとなるイベント等を実施することにより、誰もが生涯にわたって健康で元気に活動し、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯現役社会づくりを推進している。

本委託は、本実行委員会の事務局として上記イベント等を実施するものであり、企画提案をもとに事業者を選定する。

2 事業内容

(1) アラカンフェスタの実施（企画・運営）

アラカン世代をはじめとする幅広い世代に、より良いセカンドライフを過ごすために必要な情報等の提供（講演やセミナー、ブース展示などのイベントの実施）

(2) R60（あーる・ろくじゅう）倶楽部の実施（企画・運営）

アラカン世代の活躍の場を広げるため、アラカン世代が長年培った経験・技能等を活かして自ら企画・実施するイベント・教室や、アラカン世代を対象とした多様な分野のプログラムなど、新たな活動に挑戦する機会の創出を図る事業の実施

※「アラカンフェスタ」「R60倶楽部」については、呼称が変わる場合があります。

3 企画提案項目

(1) アラカンフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び事務局の運営 実行委員会の事務局としてその運営にあたる。

- ① 実行委員会の開催
- ② 実行委員会の運営に係る推進体制及び経理事務、監事・監査体制の整備
- ③ 議事録の作成
- ④ その他実行委員会の運営に必要な事務

(2) アラカンフェスタの実施（企画・運営）

実行委員会を主体として、アラカンフェスタを開催する。

① アラカンフェスタの開催に係る企画・推進体制

前年度実施内容やアンケート結果等からニーズを分析し、イベントコンセプトを整理して、実行委員会に提案すること。

② アラカンフェスタの開催

ア 開催日及び開催場所

令和9年2月23日（火・祝）福岡国際会議場（予定）

※福岡国際会議場の多目的ホール（2階）、メインホール（3階）を令和9年2月22日（月）（設営日）、23日（火・祝）（本番）の2日間確保している（使用料等は実行委員会（採択事業者）の負担）。

なお、別の会場・日程での提案も差し支えない。

イ 集客のための宣伝・広報

ウ 協賛企業・出展企業の獲得及び関連業務

事業の実施にあたっては、協賛金等の収入を可能な限り獲得し、福岡市負担金の軽減を図り、協賛企業の増加に努めること。

③ その他アラカンフェスタの開催に必要な業務

(3) R60倶楽部の実施

イベントや教室を企画・実施したいアラカン世代への支援及びアラカン世代を対象とした実行委員会主催または共催・協賛企画を行う。

① 企画立案者の確保（例：説明会・ワークショップの開催）

② 企画立案者・関係者との連絡調整、プログラムの実施・補助

③ 集客のための宣伝・広報

④ 参加者個人情報の管理

⑤ その他R60倶楽部の実施に必要な業務

(4) 広報関連業務

① アラカンフェスタ・R60倶楽部WEBサイトの保守・運用

② SNS等による情報発信（月2回以上）

(5) 上記(2)～(4)に係る報告書等の作成及び報告

(6) アラカンフェスタ及びR60倶楽部の今後3年間（令和8～10年度）の事業展開提案

R60倶楽部については、イベントや教室の実施方法等とあわせて、可能な範囲で、活動成果の発信や創出も視野に入れた展開を盛り込むこと（例：プログラムの自走、参加者の発展的な活動へのステップアップ（展示、発表、大会出場、スモールビジネス、地域活動等）など）。

4 事業実施期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※ 採択事業者は、毎年事業評価を行った上で、3年間（令和8～10年度）本事業の事業者となることができるものとする。

5 福岡市負担金

上限額：8,150千円（令和8年度）

※ 福岡市負担金は、実行委員会に対し、実行委員会の収支計画に基づき支出します。

※ 令和9年度以降の負担金については未定です（令和9・10年度も継続して事業者となった場合でも、上記の負担金を保証するものではありません。）。

6 事業実施にあたっての留意点

(1) 採択事業者が作成した報告書など各種書類及び映像その他データの著作権は、実行委員会に帰属するものとする。

(2) 事業実施後は、速やかに収支を確定し、福岡市に報告すること。また、残余金が生じた場合は、原則として、その全額を福岡市に返納すること。

7 スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年4月16日(木) |
| (2) 質問締切 | 令和8年4月22日(水) 17時まで(必着) |
| (3) 参加申込締切 | 令和8年4月30日(木) 17時まで(//) |
| (4) 提案締切 | 令和8年5月11日(月) 17時まで(//) |
| (5) 提案説明 | 令和8年5月22日(金) (予定) |
| (6) 提案競技結果通知 | 令和8年5月27日(水) (予定) |
| (7) 事業者決定 | 令和8年5月29日(金) (予定) |

8 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年4月22日(水)17時までに質問書(様式1)に記載の上、Eメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、4月27日(月)17時までに福岡市ホームページに掲載します。

【質問提出先】 福岡市福祉局高齢福祉課 今村

10 参加申込み

参加資格を確認し、提案説明の時間・場所を設定するために、以下のとおり参加申込みをお願いします。

(1) 参加申込書等の提出期限・提出方法

令和8年4月30日(木)17時までに、送付(必着)又は持参してください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。

(2) 送付・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

福岡市福祉局高齢福祉課 今村

(3) 提出書類(各1部)

以下の書類のうち、イ〜オについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、イ〜ケの提出を免除する。

ア 提案競技参加申込書(様式2)

イ 登記事項証明書(法人の場合)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

ウ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

エ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

カ 委任状(様式3)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる

場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

キ 誓約書(様式4)

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ク 役員名簿(様式5)

注1) 様式5に、代表者及び役員(カの委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

ケ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(4) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を提出してください。

II 企画提案書等の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和8年5月11日(月)17時まで、送付(必着)又は持参してください。

なお、送付又は持参に併せて、メールにて企画提案書をPDFデータ(ファイル容量約13MB以内)で送付してください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。

(2) 送付・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所12階

福岡市福祉局高齢福祉課 今村

Eメール:koreifukushi.PWB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 提出書類(各15部)

以下の①から③までの書類を提出してください。なお、公平な審査を期するため、提案者がわからない状態で審査いたします。そのため、提案書・収支計画書等いずれの書類も、表紙も含め、参加者名(企業名、団体名等)が分かるような記述を一切しないようお願いします。

① 企画提案書

書式は自由、A4サイズ、横書き、15ページ以内(表紙除く。)

② 事業全体の収支計画書(協賛金等を含む。)

書式は自由、A4サイズ、横書き、積算内訳を記載してください。

③ 同種又は類似業務の実績など実現可能性に関するアピールポイント

書式は自由、A4サイズ、横書き、2ページ以内

(4) その他

① 提案説明は、提出書類をもとに行ってください(スクリーンやプロジェクターの使用は認めません。)

② 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。

12 提案説明・審査

(1) 提案説明

企画提案書等の提出があった事業者によるプレゼンテーション及び提案内容に関する質疑を行います。プレゼンテーションは、採択された場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

なお、提案説明の詳細な時間等は、後日、対象事業者に通知します。

① 日時：令和8年5月22日(金) (予定)

② 場所：福岡市役所 9階 特別第2会議室

③ 時間：説明15分、質疑応答10分(予定)で、出席者は1事業者2名までとします。

※ 参加申込者が多数の場合は、企画提案書による書類審査(1次審査)により、5事業者程度を有参加資格者とし、これらの事業者によるプレゼンテーション及び提案内容に関する質疑を行うこととします。

※ 1次審査を行った場合、有参加資格者とならなかった事業者へは、令和8年5月19日(火)17時までにEメールで連絡します。

(2) 審査に付する事項

別紙「アラカンフェスタ及びR60倶楽部実施に係る提案競技評価表」により、最も優秀と認められる事業者(採択予定事業者)を選考します。

13 結果通知とその後の手続き

(1) 結果通知

令和8年5月27日(水)17時までにEメールにより提案説明を行った参加者全員に通知する予定です。また、最優秀事業者(採択予定事業者)の事業者名については、福岡市ホームページで公表します。

(2) その後の手続き

最優秀事業者と福岡市との間で協議を行い、実行委員会総会にて、最優秀事業者に実行委員会事務局を置くことについて承認を得た上で、実行委員会と委託契約を締結します。

なお、採択に至らない場合は、次点の事業者と事業採択のための協議を行います。

14 提出書類の取扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的で提案参加者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、審査手続きに必要な場合、複製することがあります。

15 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としません。

16 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。

17 添付資料

- (1) 別紙
アラカンフェスタ及びR60倶楽部実施に係る提案競技評価表
- (2) 様式
 - (様式1) 質問書
 - (様式2) 提案競技参加申込書
 - (様式3) 委任状
 - (様式4) 誓約書
 - (様式5) 役員名簿
 - (様式6) 辞退届
- (3) 参考資料
アラカンフェスタ及びR60倶楽部実施報告書(令和7年度分)